

福島県の子ども達の内部被曝検査結果に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月三十日

参議院議長 西岡武夫 殿

森
まさこ

福島県の子ども達の内部被曝検査結果に関する質問主意書

福島県の子ども達の内部被曝検査結果に関し以下質問する。

一 平成二十三年七月になり、福島県ではようやくホールボディカウンターによる内部被曝検査が始まつて
いるが、大量の放射性物質が放出されたと見られる福島第一原子力発電所のベント及び原子炉建屋の水素
爆発からは五か月以上が経過しており、放射性ヨウ素など半減期の短い放射性物質の影響については既に
検出が難しい状況となつてゐる。

しかし、多くの子ども達を含む福島県民の健康状態を正確に把握し、適切な健康管理を行うためには、
発災直後からこれまでの期間の内部被曝情報は大変重要であり、この間に行われた内部被曝検査について
は、その結果を公表すべきであると思われるがどうか。政府の見解を明らかにされたい。

二 一に関連し、平成二十三年三月二十九日、原子力安全委員会はホームページにおいて、福島県で行われ
た子ども達の甲状腺被曝検査の結果、甲状腺被曝線量の積算値が最高三十五ミリシーベルトであつたこと
を公表したが、同年八月一日にこの記述を削除した。この削除の理由と経緯を明らかにされたい。また、
この時削除された記述の内容を示されたい。

右質問する。

